

AMT CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

「ビザに関する新規定」についての状況 上海オフィス顧問 繆 媛媛/弁護士 若林 耕

II 中国法令アップデート

- 自由貿易試験区外商投資届出管理弁法(試行)
- 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)
- 自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法
- 中国(上海)自由貿易試験区の開発改革を更に深化する方案
- 中国(天津)自由貿易試験区総体方案
- 中国(天津)自由貿易試験区管理弁法
- 中国(天津)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法・中国(天津)自由貿易試験区対外投資プロジェクト届出管理弁法
- 中国(福建)自由貿易試験区総体方案
- 中国(福建)自由貿易試験区対外投資プロジェクト届出管理弁法
- 中国(広東)自由貿易試験区総体方案
- 中国(広東)自由貿易試験区管理試行弁法
- 中国人民銀行上海本部による自由貿易口座における外貨サービス機能の始動に関する通知

III 台湾万感

～台湾人の東京万感～

台湾弁護士 吳 曉青

I 中国相談室

上海オフィス顧問 繆 媛媛

弁護士 若林 耕

「ビザに関する新规定」についての状況

Q: 昨年 11 月に人力資源・社会保障部、外交部、公安部及び文化部から公布された「外国人による短期業務完成のための入国に関する処理手続(試行)」の現在の施行状況はどのようになっていますか。

A:

「外国人による短期業務完成のための入国に関する処理手続(試行)」(以下、「新规定」といいます。)は、2014 年 11 月 6 日に公布され、本年 1 月 1 日から施行されております。新规定においては、以下の表の通り取り扱われることになりました。

滞在期間・業務類型	必要な手続
90 日超の業務のための入国	① Z ビザ、②外国人就業証、③居留証
30 日超、90 日以下の「短期業務の完成のための入国」	① Z ビザ、②居留証
30 日以下の「短期業務の完成のための入国」	Z ビザ
90 日以下の非「短期業務」の入国	M ビザ又は F ビザ ¹

1. 「短期業務」を完成させるための入国とは

以下の事由に基づき「短期業務」を完成させるために入国する場合(但し、滞在期間が 90 日以下の場合)、上記の「短期業務の完成のための入国」に該当します(「新规定」第 1 条)。

- (一) 中国国内の協力先における、技術、科学研究、管理、指導等の業務の完成
- (二) 中国国内のスポーツ団体におけるトレーニングの実施(コーチ監督及び選手を含む。)
- (三) 撮影を行うとき(コマーシャルフィルム及び映画を含む。)
- (四) ファッションショーへの参加(モーターショーのモデル、平面広告の撮影などを含む。)
- (五) 営利性を備えた国際的な演出への従事
- (六) 人力資源・社会保障部門が認定しているその他の状況

新规定によれば、このような事由に該当する場合、中国での短期の就業とみなされることになり、たとえ中国での滞在期間が 1 日であったとしても、①人力資源・社会保証部門から「就労許可証」及び「短期工作証明」の取得(営利性を備えた国際的な演出への従事の場合、文化主管部門から「批准証書」及び「短期工作証明」の取得)、②国内会社の登録地の政府対外事務部門から「被授權単位招聘状」の取得、③中国駐日本大使館又は領事館から「Z ビザ」の交付を受けることが要求されているように解されます。これまでは中国の協力先(技術供与先)等に対する技術指導の提供目的に基づく入国が、滞在期間が 15 日以内の場合はビザなし、または M ビザにより行われていたことに対して、新规定によれば、たとえ 1 日の滞在期間であっても Z ビザの取得まで義務

¹ なお、新规定においては、査証免除措置について規定されていないが、非「短期業務」の入国であれば、査証免除措置の適用を受ける可能性はあると考えられる。

付けられているように解され、入国・滞在手続の手間が大幅に増加することから、実務ではその運用動向が注視されていました。

2. 「短期業務」とみなされない場合

新規定では、以下の場合については「短期業務」とはみなされないことが規定されています（「新規定」第2条）。

- (一) 購入された機械設備に附随する修理、取付け、試運転、取外し、指導又は研修を行うとき。
- (二) 中国の国内において落札されたプロジェクトへの指導、監督又は検査を行うとき。
- (三) 中国の国内の支社、子会社又は代表所に派遣の上、短期終了業務を行うとき。
- (四) 体育競技へ参加するとき（スポーツ選手、監督、チームドクター、アシスタントなどの関連する人員を含む。ただし、国際的な体育関連の組織の要求に基づき、中国の主管政府機関の認可を経て、登録済みのカードを携帯して中国へ入国し、競技へ参加する等の場合は、この限りでない。）
- (五) ボランティア労働者が中国へ入国して、無償の業務に従事するか、又は中国の国外の機構から報酬を取得するとき。
- (六) 文化主管部門が発行した認可文書上に「涉外営業性演出」（営利性の国際的な演出）という記載がなされていないとき。

「新規定」によれば、本条の(一)、(二)、(三)または(四)に該当している場合は、「M ビザ」を申請すべきと規定されており、本条の(五)または(六)に該当している場合は、「F ビザ」を申請すべきと規定されています。

3. 実務における混乱と在中国日本国大使館による情報公表

(1) 在中国日本国大使館による説明

しかし、「新規定」は、「短期業務」第1条(一)の「中国国内の協力先」、第2条(三)の「中国国内の子会社」等の概念について、明確な規定または解釈を置いておらず、実務上の判断を明確に行うことが困難な状況にありました。

また、従来、公安部の通知によりますと、一般旅券を所持する日本、シンガポール、ブルネイの3カ国の国民は、中国の大陸地区へ観光、商用、親族・知人の訪問、あるいは通過の目的で入国する場合、滞在日数が入国した日から15日以内であれば、ビザの申請が免除されていますが（以下「査証免除措置」といいます。）、「新規定」の内容と査証免除措置がどのような関係になるのかについても明らかではありません。

そのため、在中国日本国大使館から、2015年1月13日、新規定についての注意喚起情報が公表されました。更に、同大使館が人力資源・社会保障部および外交部に対して照会した質問事項の結果について、同年3月25日に公表されました。

人力資源・社会保障部の書面回答によると、「中国国内の協力先における、技術、科学研究、管理、指導等の業務」とは、中国国内の協力先(事業主)が、業務上の需要から、外部の関係者を招聘し、研究、指導等の業務に参加させる場合をいい、ここでいう「協力先」とは、「外部の関係者が業務に参加する事業主」を意味します。同書面回答では明示されておりませんが、外国企業と「協力先」との間には、契約が存在し、外国企業は同契約に基づき、協力先に対し、技術、科学研究、管理、指導等の業務を提供することが通常であると思われれます。

また、「中国国内の支社、子会社、代表処に派遣の上、短期終了業務を行う」とは、多国籍企業の本部(本社が他国に設立した支社を含む。)が中国国内に設立した支社、子会社、代表処に業

務関係者を派遣し、短期的な業務任務を完成させることをいい、企業内部における関係者の移動を意味します。両社の間で資本関係を有していれば、その出資率が過半数に満たない場合であっても、「子会社」であるという見解が人力資源・社会保障部からは示されています。

人力資源・社会保障部の見解によると、中国国内の会社に対し1%でも出資してさえいれば、当該会社は「子会社」とみなされ、90日以内の滞在期間であれば、(Zビザではなく)Mビザを取得すれば足りるということになります。但し、人力資源・社会保障部の上記見解は、在中国日本国大使館の照会結果という形式で公表されたに過ぎず、特に公権的な通知として公布されているわけではありませんので、完全にそのような見解に依拠できる保証ではなく、今後の解釈規定等の公布の動向を注視していく必要があると考えます。

(2) 外交部からの書面回答

外交部の書面回答によれば、査証免除措置との関係において、日本国民が新規定第2条(一)から(四)の事由に基づき入国する場合で、15日を超えない場合には、査証免除の対象となるとの見解が示されています。

(3) 人力資源・社会保障部、外交部からの書面回答のまとめ

以上の人力資源・社会保障部、外交部からの書面回答のポイントをまとめると以下の通りとなります。

日本国民が技術指導を提供するための入国		
目的先の会社	協力先	査証免除措置を享受することはできず、 <u>滞在期間が15日を超えない場合であっても、Zビザの取得が必要</u>
	子会社	一回の滞在期間が15日を超えない場合、査証免除措置の適用を受ける
		一回の滞在期間が15日を超えて、90日以下の場合、Mビザの取得が必要

4. 今後の留意点

「新規定」が施行されて以降、「短期業務」を完成させるための入国に関する外国人のビザ管理が急激に厳しくなっています。この背景には、これまで外国人が中国で就労の実態があるにもかかわらず、Zビザを取得することなく、MビザやFビザ等により対応していることが実務的に多かったことから、当局の取締り強化の意思を明確にする狙いがあるものと考えられます。

新規定が施行された現在において、例えば、資本関係のない技術ライセンス契約の相手方(中国のライセンサー)に対し技術指導するために、出張者(日本国民)が入国する場合には、原則として滞在期間にかかわらず事前にZビザを取得する必要があると解されます。仮にそのようなケースにおいて、査証免除措置を利用して、中国に入国しようとした場合、出入国国境防衛検査機関(中国の入管)において入国を許可されない場合があります。仮に中国に入国できたとしても、公安機関に発覚・調査された場合、「中華人民共和国出国入国管理法」における不法就労とみなされ、過料を課される可能性(厳重な場合、強制退去措置もあり得ます。)があります。そのため、新規定に基づけば明らかにZビザの取得が義務付けられているケースの出張入国については、新規定に従う必要があると考えます。

なお、査証免除措置の対象となる「商用訪問」であるか、「短期業務」かの判断基準については、現時点において特に公権的な解釈規定は公表されていません。ただし、一般的に「商用訪問」とは(契約や合意に基づかない)商談、交渉、視察等に限定されると実務上は解釈されております。現時点においても、新規定に基づく運用については非常に流動的ではあると思います。今後当局によるガイドライン等や更なる情報公表が想定されますので、引き続きそれらに注視していく必要があります。

以上

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横井 傑

北京オフィス顧問 李 彬

上海オフィス顧問 繆 媛媛

最新中国法令の解説

<自由貿易試験区 特集>

2015年4月は、上海自貿区の拡大エリア、新しく設置される天津、福建及び広東の各自貿区に関する重要な法令が相継いで公布された。各自貿区では、従来の上海自貿区における諸制度・規定をベースに、各エリアの経済的特色を活かした改革方針が打ち出されており、今後の立法動向が注目される。

各自貿区の特徴

上海自貿区	2013年に外高橋等の保税區を対象に自由貿易試験區が設置されていたが、今回拡大の対象となった地区は、金融業、先端的な製造業・サービス業及びハイテク産業が集中する区域である。中国において経済の構造転換が求められている中で、これらの高付加価値産業について更なる改革推進を標榜している。また当該エリアでは、上海国際金融センター構想とも連動しながら改革が進められていく予定である。
天津自貿区	天津市が従来から力を入れていたリース業の育成、及び京津冀地区(北京市・天津市・河北省)の一体化構想を推し進めていく方針を打ち出している。天津市における独自のリース業優遇政策が、今後どのように発展していくのか注目される。
福建自貿区	台湾との協同が強く意識されており、台湾企業の優遇、台湾向けビジネスの優遇を打ち出している。
広東自貿区	香港・マカオとの連携強化が強く意識されている。中国本土と香港の経済・貿易関係緊密化協定(CEPA)等の下、更なる開放を進めていく方針が打ち出されている。

以下、各自貿区において対中投資に適用される諸法令の制定状況を紹介する。

	上海自貿区	天津自貿区	福建自貿区	広東自貿区
対象地域	上海外高橋保税區/上海外高橋保税物流園區/洋山保税港區/上海浦東空港総合保税區 拡大エリア:陸家嘴金融エリア/金橋開發エリア/張江ハイテクエリア	天津港東疆エリア/天津空港エリア/濱海新区中心商務エリア	平潭エリア/厦門エリア/福州エリア	広州南沙新区エリア/深セン前海蛇口エリア/珠海横琴新区エリア
総体方案	中国(上海)自由貿易試験區総体方案 中国(上海)自由貿易試験區の改革開放を更に深化する方案	中国(天津)自由貿易試験區総体方案	中国(福建)自由貿易試験區総体方案	中国(広東)自由貿易試験區総体方案

管理弁法	中国(上海)自由貿易試験区 管理弁法	中国(天津)自由貿易試験 区管理弁法	中国(福建)自由貿易試験 区管理弁法	中国(広東)自由貿易試験 区管理試行弁法
ネガティブリスト	自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)			
発展改革部 門 (プロジェクト 審査/届出)	中国(上海)自由貿易試験区 外商投資プロジェクト届出管 理弁法	中国(天津)自由貿易試験 区外商投資プロジェクト届出 管理弁法	中国(福建)自由貿易試験 区外商投資プロジェクト届出 管理弁法	(未公表)
商務部門 (企業設立 等)	自由貿易試験区外商投資届出管理弁法(施行)			
工商登記	中国(上海)自由貿易試験区 内企業の登記管理に関する 規定	中国(天津)自由貿易試験 区内企業の登記管理規定	(未公表)	(未公表)E
国家安全審 査	自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法			

[ポイント]

(1) 各自貿区に共通のネガティブリスト

自貿区では試験区外よりも簡素化された管理が適用されるかどうか「ネガティブリスト」に掲載された業種か否かで判定される。これまでは上海市レベルで制定された上海独自のリストが存在していたが、この度各自貿区に共通のリストが国務院から公表された。上海自貿区に現在適用されているリスト(2014年版)と比較すると、項目数だけでも17項目が減少しており、より外資への開放の方向が進んでいるように見える。ただし個別に外資規制を規定している法令・通知は引き続き存在しており、実際の運用については個別の確認が必要である。

(2) 外商投資企業の設立・変更手続の事後届出制への移行

商務部が各自貿区に共通して適用するものとして公表した「自由貿易試験区外商投資届出管理弁法(施行)」でも、従前の上海自貿区と同様、外商投資企業の設立・変更について届出制が採用されている。同弁法の下では、更に進んで、外商投資企業も内資企業と同じく登記によって設立し、商務部門へは事後届出(登記完了から30日以内)を行うという方向が示されている。外商投資に対する管理の事後届出化は本年1月に公表された「外国投資法」草案でも盛り込まれていたが、自貿区については他地域に先駆けて実施される見込みである。(なおネガティブリストに掲載された業種については、自貿区外と同様、設立・変更にあたっては事前認可が必要となる。)

(3) 国家安全審査

軍事・国防に関する企業、重要な農産物・資源・インフラ・運輸等、国家の安全に関わる業種の企業を外国企業が買収する場合には国家安全審査と呼ばれる手続が要求されている。現行の法令では既存の中国企業の持分や資産の買収を規制するとされているが、自貿区に適用される規定では、(i)外資のみによる新規投資や(ii)外商投資企業の持分・資産の取得、(iii)契約を通じた支配権の取得についても広く規制の対象に含まれている。今後の運用に留意が必要と思われる。

<共通>

自由貿易試験区外商投資届出管理弁法(試行)

2015年4月8日公布、2015年5月8日施行(商務部公告2015年第12号)

[原文] 商务部公告2015年第12号 自由贸易试验区外商投资备案管理办法(试行)

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)

2015年4月8日公布、2015年5月8日施行(国弁発[2015]23号)

[原文] 国务院办公厅关于印发《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施(负面清单)》的通知

自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法

2015年4月20日公布、2015年5月8日施行(国弁発[2015]24号)

[原文] [国务院办公厅关于印发《自由贸易试验区外商投资国家安全审查试行办法》的通知](#)

<上海自貿区>

中国(上海)自由貿易試験区の開發改革を更に深化する方案

2015年4月20日公布(国発[2015]21号)

[原文] [国务院关于印发《进一步深化中国（上海）自由贸易试验区改革开放方案》的通知](#)

<天津自貿区>

中国(天津)自由貿易試験区総体方案

2015年4月20日公布(国発[2015]19号)

[原文] [国务院关于印发《中国（天津）自由贸易试验区总体方案》的通知](#)

中国(天津)自由貿易試験区管理弁法

2015年4月17日公布、2015年4月21日施行(津政令第15号)

[原文] [中国（天津）自由贸易试验区管理办法](#)

中国(天津)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法

2015年4月17日公布、2015年5月8日施行(津政弁発[2015]24号)

中国(天津)自由貿易試験区对外投資プロジェクト届出管理弁法

2015年4月17日公布、2015年4月21日施行(津政弁発[2015]24号)

[原文] [天津市人民政府办公厅关于印发中国（天津）自由贸易试验区外商投资和境外投资项目备案管理两个办法的通知](#)

<福建自貿区>

中国(福建)自由貿易試験区総体方案

2015年4月20日公布(国発[2015]20号)

[原文] [国务院关于印发《中国（福建）自由贸易试验区总体方案》的通知](#)

中国(福建)自由貿易試験区对外投資プロジェクト届出管理弁法

2015年4月20日公布、同日施行(省政府令第160号)

[原文] [中国（福建）自由贸易试验区管理办法](#)

<広東自貿区>

中国(広東)自由貿易試験区総体方案

2015年4月20日公布(国発[2015]18号)

[原文] [国务院关于印发《中国（广东）自由贸易试验区总体方案》的通知](#)

中国(広東)自由貿易試験区管理試行弁法

2015年4月20日公布、同日施行(粵府令第213号)

[原文] [中国（广东）自由贸易试验区管理试行办法](#)

<上海自貿区の自由貿易口座>

中国人民銀行上海本部による自由貿易口座における外貨サービス機能の始動に関する通知

[ポイント] 中国(上海)自由貿易試験区においては、金融改革の一環として、「自由貿易口座」(「FTA 口座」という)という新しい種類の銀行口座(中国の厳格な外貨管理制度と自由な国外口座との資金振替の両立を図る口座)の開設が認められている。これまでは、同業務の前段階とし

て FTA 口座には人民元のみ取扱いしか認められていなかったが、本通知により FTA 口座において外貨の取扱いも認められるようになった。

2015 年 4 月 21 日公布、2015 年 4 月 22 日施行(銀総部発[2015]26 号)

[原文] [中国人民银行上海总部关于启动自由贸易账户外币服务功能的通知](#)

※<[上記以外の今月のその他の重要な新法令](#)>

◆【[上海自由貿易試験区関連法令一覧](#)】



台湾万感



【台湾人の東京万感】

台湾弁護士 吳 曉青

台湾グルメときいて真っ先に脳裏に浮かぶのは何だろう。

小龍包、タピオカミルクティー、マンゴーかき氷、牛肉麺、パイナップルケーキ・・・

かつては本場でしか食べられなかった味が、今では東京でも簡単に味わえるようになってきた。これは、あまり知られていないことのように思う。

ここ二、三年間、台湾の有名な外食チェーン店が続々と東京に進出している。代官山、表参道、青山等のおしゃれな場所には、有名デザイナーが手がけた格調高い店も多く見られる。

日本でもよく知られているタピオカミルクティーの代表的老舗から、米 CNN や旅行専門誌 TRAVEL+LEISURE に世界のデザートトップ 10 として選ばれたかき氷専門店などのいわば「旬の店」まで、台湾グルメブームはひそかに浸透中である。

これまで、台湾の外食チェーン店の海外進出はあまり見られなかった。海外で台湾名物という名を掲げる店は時々見たが、なんだか微妙に違う。やはり、台湾本場の外食チェーン店なら、まず味が保証される、という気がする。筆者の個人的意見であるが、本場の味とも変わらない。日本在住の台湾人にとってはありがたき存在である。

そして、近頃一番熱いのはかき氷専門店の東京上陸であろう。報道によれば、2015 年 4 月 29 日のオープン初日は最高 600 人以上の行列ができ、最長 7 時間待ちを記録したという。ゴールデン・ウィークの影響もあるだろうが、かき氷のために 7 時間待ちの行列ができるとは想像を絶する。同じ台湾出身ということで応援したい気持ちは、長い行列を前に萎んだ。

本場の台湾味にたどり着くには、まだ時間かかりそうだ(ということで、今号は食べ物の写真なし。)

やはり台湾に帰って台北の本店で食べるほうが早いかもしれない。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	若林 耕
若林 耕	李 加弟	濱本 浩平
楽 楽	李 彬	繆 媛媛
屠 錦寧	安 然	
呉 曉青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
名古屋三井ビルディング新館13階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道100号 上海環球金融中心40階
郵編200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com